

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第25号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同条第2項第1号中「10万4,730円」を「10万4,530円」に改め、同項第2号中「5万6,790円」を「5万6,720円」に、「である場合」を「であるとき」に改め、同項第3号中「5万2,370円」を「5万2,270円」に改め、同項第4号中「2万8,400円」を「2万8,360円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項第2号の改正規定は、墨田区教育委員会規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第11条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。